

所轄庁の確認

社会福祉法人の設立をお考えのみなさま
沖縄県内に主たる事務所を設置している社会福祉法人

Q：社会福祉法人の主たる事務所（法人本部）の所在地は、どこを予定していますか？

浦添市、糸満市、豊見城市、南城市
※上記4市以外の市については各市が所轄庁となります。

沖縄県内の町村

Q：社会福祉法人の事業の実施範囲（施設の設置場所など）はどこまでですか？

法人本部がある市の範囲内
（浦添市、糸満市、豊見城市、南城市）で実施

法人本部がある市を超えて、他の市町村でも事業を実施

南部広域市町村圏事務組合が所轄庁となります。

沖縄県知事所轄の社会福祉法人が所轄庁となります。